

久米島町島外幼稚園教諭等確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、幼児教育及び教育活動に携わる人材（以下「幼稚園教諭等」という。）の安定的な確保を推進し、久米島町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の安全・安心に預けられる環境を整えることで保護者の育児に係る負担感を軽減するため、久米島町外から転居する幼稚園教諭等に対し、移住するために要した費用（渡航費、荷物運搬費用、引越費用）を補助することについて、久米島町振興特別推進交付金交付要綱（平成25年久米島町告示第45号。）、久米島町補助金等交付規則（平成14年久米島町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助の対象となる幼稚園教諭等（以下「補助対象者」という。）は次のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住元に関する要件

ア 久米島町に移住する直前に久米島町外に在住していたこと。

(2) 移住先に関する要件

ア 当該年3月1日から当該翌年3月31日までの期間に久米島町内に移住した又は移住する見込みであること。

イ 幼稚園に雇用された日（以下「雇用開始日」という。）から2年を経過する日まで継続して久米島町内に居住し、就業する意思を有していること。

(3) その他の要件

ア 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものではないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他教育長が本事業の対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 就業に関する要件

ア 当該年4月1日から当該翌年3月31日までの期間に雇用された者又は同期間中に内定を承諾し、雇用される見込みの者（以下「内定者」という。）であること。

イ 勤務地（内定者にあつては勤務予定地）が久米島町内に所在すること。

ウ 町内の幼稚園で週30時間以上、かつ、2年以上の勤務を行うことができる者

エ 年齢が60歳未満であること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

カ 久米島町島外保育士確保事業対策事業等の保育士確保のための赴任に係る渡航費等
扶助事業での補助金の交付を受けていないこと。

（補助額）

第3条 補助金の上限額については、県外からの場合700,000円、県内からの場合400,000
円とする。

（交付要件）

第4条 教育長は補助対象者が町外から転居して町内の幼稚園に就職が決まった場合にお
いて、補助金を交付する。

（交付申請）

第5条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、久米島町島外幼稚園教諭
等対策事業補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類
を添え、教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出日は、当該年度2月末日を期限とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 教育長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当
と認めたときは、久米島町島外幼稚園教諭等対策事業補助金交付決定及び額の確定通知
（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付手続の省略等）

第7条 規則第4条の規定される交付申請及び規則第14条に規定される額の確定を併合
し、規則第13条に規定される実績報告の手続を省略する。

（補助金の請求）

第8条 第6条の通知を受けた者は本町へ転居した後、速やかに久米島町島外幼稚園教諭
等対策事業補助金請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 教育長は、前条の請求があつた場合は、その内容を精査し、適当と認めるとき

は、速やかに当該請求者に補助金を支払わなければならない。

（補助対象保育士の義務等）

第10条 補助対象保育士はこの告示その他関係法令を遵守し、幼稚園における幼児教育及び教育活動に従事しなければならない。

（調査等）

第11条 教育長は、必要があると認めたときは、補助対象幼稚園教諭等に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

（補助金の返還）

第12条 教育長は、補助対象幼稚園教諭等が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの告示に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ないと教育長が認める事由がある場合は、この限りでない。

2 前項により返還を命じられた補助対象者は速やかに久米島町島外幼稚園教諭等確保対策事業補助金返還申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、久米島町島外幼稚園教諭等確保対策事業補助金返還額の決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

添付書類	
1	幼稚園教諭免許・保育士証・その他資格の証明書類
2	誓約書(様式第4号)
3	印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)
4	住民票(現在、居住している市町村の住民票)
5	履歴書(久米島町会計年度任用職員用)
6	その他教育長が特に必要と認める書類